

2026年
1月8日

さわやか+

校則の見直し 試行期間 第4弾

1年生のみなさんは「え？…第4弾？」と思うかもしれません、実は令和5年の6月から「第1弾」が始まり、「第2弾」、「第3弾」と校則の見直し試行期間があり、生徒議会、PTA実行委員会、生活指導部会で検討を重ねてきた結果、大きな混乱もなく学校生活が進んだという実績のもと、現在の校則になっているという流れがあります。そして今回、並行して生徒議会で新たに見直したい校則として話し合ってきた項目を、試行期間第4弾として、明日1/9(金)から3月の修了式(一部来年度夏)までの期間で実施します。

見直し項目

○ウインドブレーカーの着こなしについて

【現在】

- 冬服を着用しても寒い場合に登下校時に着用可
- 登下校時以外は着用不可



【試行内容】

- ウインドブレーカーの中が夏用の服装でも登下校時に着用可

※夏用の服装：半そでセーラー・半そでカッター・長そでカッター

- 学生服やセーラー服の中にセーター類を着こんでもまだ寒い場合は、先生に確認して教室内でもウインドブレーカーの着用可

※移動教室も可ですが移動中の廊下や階段は不可(手に持って移動)

- 夏場に冷房が寒いと感じる場合は先生に確認して教室内でもウインドブレーカーの着用可



【生徒議会より】

※「夏場の冷房が寒い」の項目については、需要の高まる次の夏のシーズンが終わるまで、試行期間として継続します。



試行期間中に、「これはどうかな？」と思われるものは、その事案を毎月の生徒議会、PTA実行委員会、生活指導部会で検討を重ねていく予定です。その結果、生徒も保護者も職員も「阪南中学校にふさわしい」と思えるような校則になればと考えています。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。